

製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について

2007年12月20日

日本製紙連合会

1. 製紙業界の違法伐採対策の経緯

2005年7月に英国で開催されたグレンイーグルズサミットにおいて、違法伐採対策に対して具体的行動に取り組むことで先進各国が合意したところである。これを受けて、わが国では、グリーン購入法の判断基準が改正され、政府調達にあたって、2006年4月以降は合法性が証明された木材を用いなくてはならないということになった。

合法証明方法については、林野庁のガイドラインによって①「森林認証による方法」、②「団体認定による方法」、③「個別企業の独自の取り組みによる方法」が示されているが、製紙業界としては、③の「個別企業の独自の取り組みによる方法」を採用することとし、2006年4月以降、日本製紙連合会の会員企業は、それぞれの企業で独自の違法伐採対策に取り組んでいるところである。（その実施にあたっては、適宜、①の「森林認証による方法」や②の「団体認定による方法」を一部活用している。）

なお、これに先立って、日本製紙連合会は、2006年3月に「違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針」を策定し、業界全体として違法伐採問題に取り組んでいく姿勢を明確にしている。加えて、2007年3月には、「環境に関する自主行動計画」を改定し、違法伐採対策を自主行動計画の一環として位置づけている。

さらに、2007年度からは、会員企業の自主的な取り組みに、客観性と信頼性を担保するために、日本製紙連合会が会員企業の違法伐採対策をモニタリングするとともに、その結果について学識経験者、消費者団体、監査法人関係者等で構成される第三者委員会の指導、助言及び監査を求める「違法伐採対策モニタリング事業」を実施するなど、業界全体としての違法伐採対策のより一層のレベルアップに努めている。

監査委員会委員

東京大学大学院教授

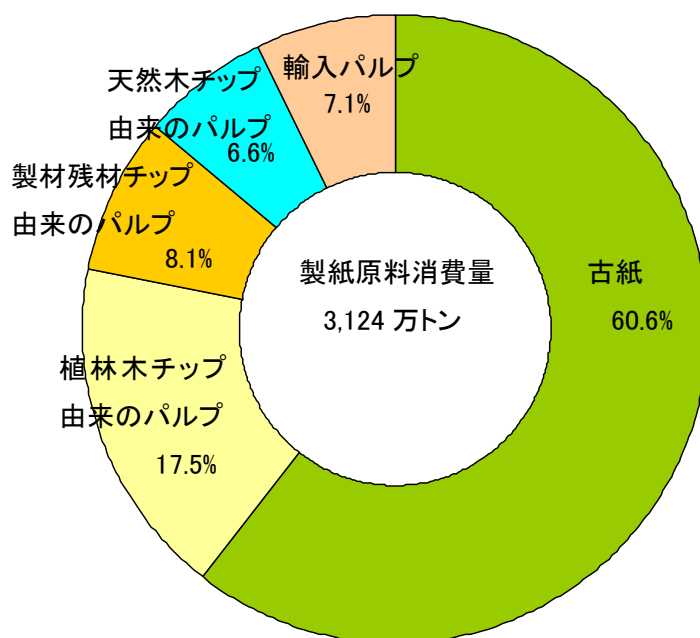
永田 信氏

全日本文具協会専務理事	田端 勝利氏
グリーン購入ネットワーク	佐藤 博之氏
森林総合研究所	立花 敏氏
あらたサステナビリティ	野村 恭子氏

2. 製紙業界の原料調達の現状

わが国の2006年の紙・板紙合計の生産量は3,111万t、製紙原料消費量は3,124万tであった。原料構成比で見ると、古紙が1,895万tで60.6%、パルプが1,230万tで39.3%となっている。このうち、国産パルプが1,008万tで32.2%である。その内訳は、植林木チップ由来のパルプが546万tで17.5%、天然木チップ由来のパルプが207万tで6.6%、製材残材チップ由来のパルプが252万tで8.1%となっている。また、輸入パルプが222万tで7.1%となっている。

製紙原料消費量(2006年)



資料：日本製紙連合会資料、経済産業省統計、財務省「日本貿易月表」

(1) 古紙

古紙の消費は、前年比1.1%増の1,895万tとなり、5年連続で過去最高を更新した。古紙の利用率も前年より0.3ポイント上昇し、過去最高の60.6%を記録した。日本製紙連合会は、「環境に関する自主行動計画」において、ゴミの減量化や森林資源保全の観点から古紙の利用率を2010年度までに62%に高めるという目標を定め、業界全体として古紙利用の拡大に努めている。古紙はリサイクルを図る観点で環境にやさしい原料であるため、林野庁のガイドラインでは合法証明は必要とされていない。なお、近年、古紙の中国への輸出が急増し、389万tと回収量2,284万tの17%を占めるようになるとともに、輸出価格も急騰している。

古紙利用率(製紙原料に占める古紙の比率 %)推移

	90年	95年	00年	04年	05年	06年
紙	25.2	26.7	32.1	37.2	37.5	38.1
板紙	85.6	87.6	89.5	92.4	92.6	92.7
平均	51.5	53.4	57.0	60.4	60.3	60.6

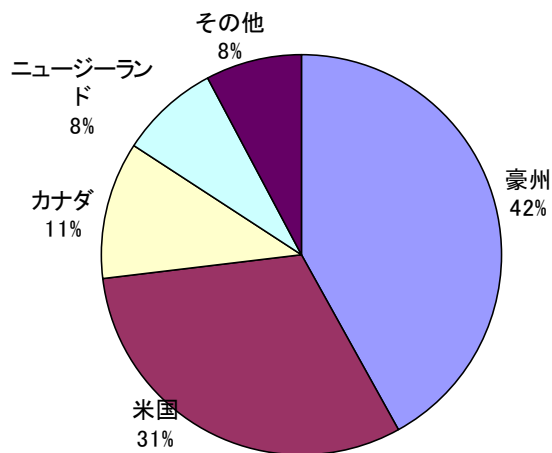
資料：経済産業省「紙・パルプ統計」

(2) 木材チップ(国産パルプの原料)

木材チップの消費は、前年比0.2%増の1,923万tで、針葉樹チップが636万t、広葉樹チップが1,287万tとなっている。

針葉樹チップの輸入先は、オーストラリア、米国、カナダ、ニュージーランドなど違法伐採のリスクが低い先進国を中心に8カ国となっているが、オーストラリア、米国の2カ国で7割強を占めている。

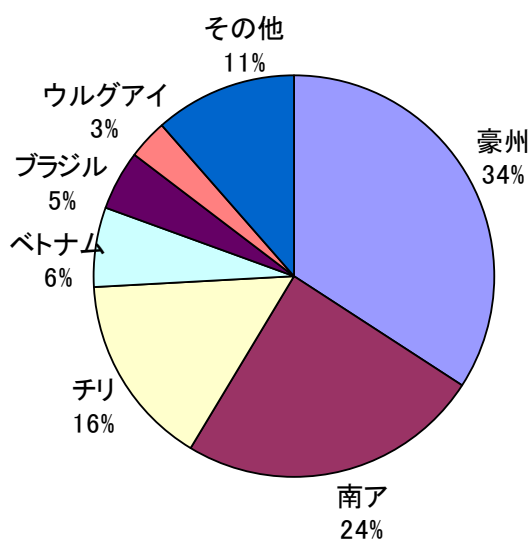
輸入針葉樹チップの輸入先(2006年)



資料：財務省通関統計

広葉樹チップの輸入先はオーストラリア、南アフリカ、チリ、ベトナムなど14カ国となっており、オーストラリア、南アフリカ、チリの3カ国で7割強を占めているが、そのほとんどが違法伐採の可能性が低い植林木チップである。

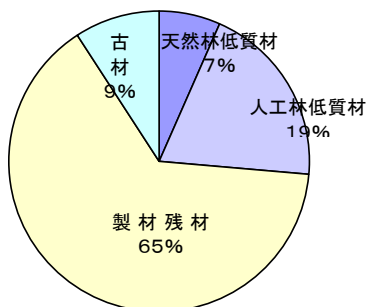
輸入広葉樹チップの輸入先(2006年)



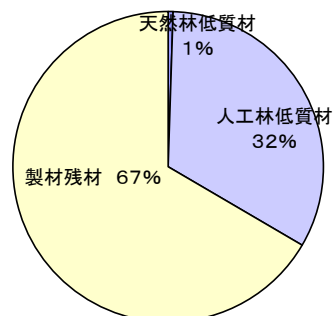
資料：財務省通関統計

針葉樹チップの材種は、国産、輸入ともに製材残材が主体で、その他は製材に利用されない間伐材、病虫害材、解体材などの未利用材が多くなっている。製材残材や未利用材は未利用資源の活用を図る観点で環境にやさしい原料であるため、林野庁のガイドラインでは合法証明は必要とされていない。

国産針葉樹(2006年)



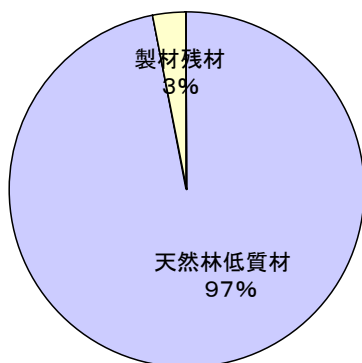
輸入針葉樹(2006年)



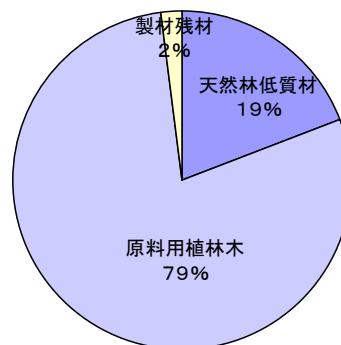
資料：日本製紙連合会

広葉樹チップの材種は、国産広葉樹チップについては旧薪炭林等からの低質材がほとんどである。また、輸入広葉樹チップについては木材チップ用に造成されたユーカリ、アカシア等違法伐採の可能性が低い植林木が8割を占めている。

国産広葉樹(2006年)



輸入広葉樹(2006年)

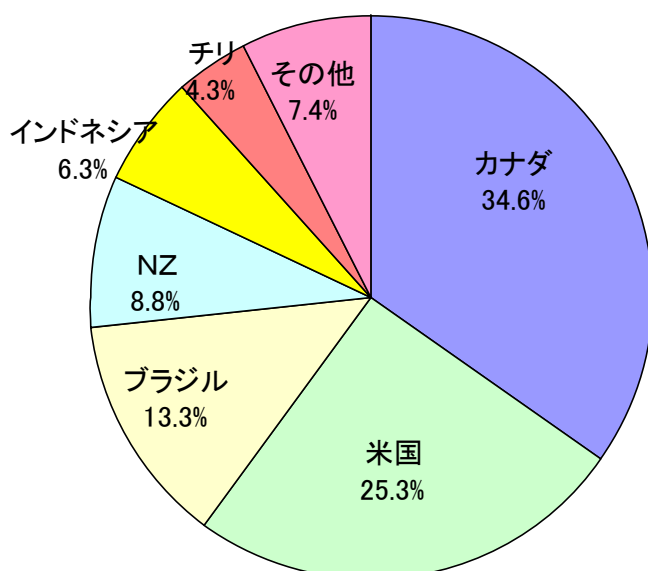


資料：日本製紙連合会

(3) 輸入パルプ

輸入パルプ（製紙用）の消費は、国産パルプの優先使用、円安、国際市況の高騰などにより前年比0.8%減の222万tとなっている。輸入パルプの輸入先は、カナダ、米国、ブラジル、ニュージーランドなど29カ国に及んでいるが、カナダ、米国、ブラジルの3カ国で7割強を占めている。ブラジルやニュージーランドからの輸入は開発輸入が主体である。近年、森林認証を取得したパルプの輸入が増加している。

パルプ輸入国のシェア（2006年）



資料：財務省通関統計

3. 製紙業界の違法伐採対策の実施状況

日本製紙連合会の会員企業は、違法伐採対策を実施するにあたって、林野庁のガイドラインで示された「個別企業の独自の取り組みによる方法」で対応しており、各企業の取り組みは企業によって異なっているが、共通している対応としては、原料調達方針と合法証明システムの作成である。2007年12月現在、原料調達方針と合法証明システムを作成し、ホームページ等で公表している会員企業は下記の13社である。

さらに数社が違法伐採対策の整備を進めている。

会 員 会 社	U R L
王 子 板 紙 株 式 会 社	http://www.ojipaper.co.jp/ (王子製紙グループ)
王 子 製 紙 株 式 会 社	http://www.ojipaper.co.jp/
王 子 特 殊 紙 株 式 会 社	http://www.ojipaper.co.jp/ (王子製紙グループ)
紀 州 製 紙 株 式 会 社	http://www.kishu.co.jp/
大 王 製 紙 株 式 会 社	http://www.daio-paper.co.jp/
中 越 パ ル プ 工 業 株 式 会 社	http://www.chuetsu-pulp.co.jp/
日 本 製 紙 株 式 会 社	http://www.np-g.com/
日 本 大 昭 和 板 紙 株 式 会 社	http://www.nichidaiita.co.jp/ (日本製紙グループ)
兵 庫 パ ル プ 工 業 株 式 会 社	http://hyogopulp.co.jp/
北 越 製 紙 株 式 会 社	http://www.hokuetsu-paper.co.jp/
丸 住 製 紙 株 式 会 社	http://www.marusumi.co.jp/
三 菱 製 紙 株 式 会 社	http://www.mpm.co.jp/
レ ン ゴ ー 株 式 会 社	http://www.rengo.co.jp/

4. 違法伐採対策モニタリング事業の実施結果

日本製紙連合会は、2007年8月から9月にかけて、違法伐採対策を実施している12社（グループの場合は代表会社、レンゴ（株）は2007年10月より取り組み開始）に対して、2006年度の取り組み（今回は初回であるため2006年4月から2007年7月までの取り組み）について調査員によるモニタリングを実施した。その結果の概要は以下のとおりである。

- ・ 各社の違法伐採対策は、いずれも、各社の事情を踏まえながら、原料調達方針を策定するとともに、合法証明システムとして、サプライヤーと覚書等を

締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらうなど、林野庁のガイドラインに基づき適切に実施されていた。

- ・ 現地調査については、各社の事情に応じて様々な形で実施されているものの、システム化についてはまだ不十分な点が見られた。
- ・ 輸入パルプ及び国産木材チップについては、輸入木材チップに比べ、精度の面で不十分な点が見られた。
- ・ 国産木材チップについては、木材チップ業者の団体認定取得等の取り組みが遅れている。

さらに、2007年11月12日に監査委員会を開催して、上記のモニタリング結果を報告し意見を聴取した。その概要は以下のとおりである。

- ・ 違法伐採対策の取り組みに対する各社の努力を高く評価する。今後、さらにその精度を上げていくことを期待する。
- ・ サプライヤーとの覚書等は、トレーサビリティレポートの信頼性を担保する上で重要なので、その充実を図ってほしい。
- ・ 現地調査については、その趣旨の周知徹底を図るとともに、システム化するなどより一層の整備を図る必要がある。
- ・ 国内の木材チップ業者に対しては、団体認定等を受けるように働きかけてほしい。

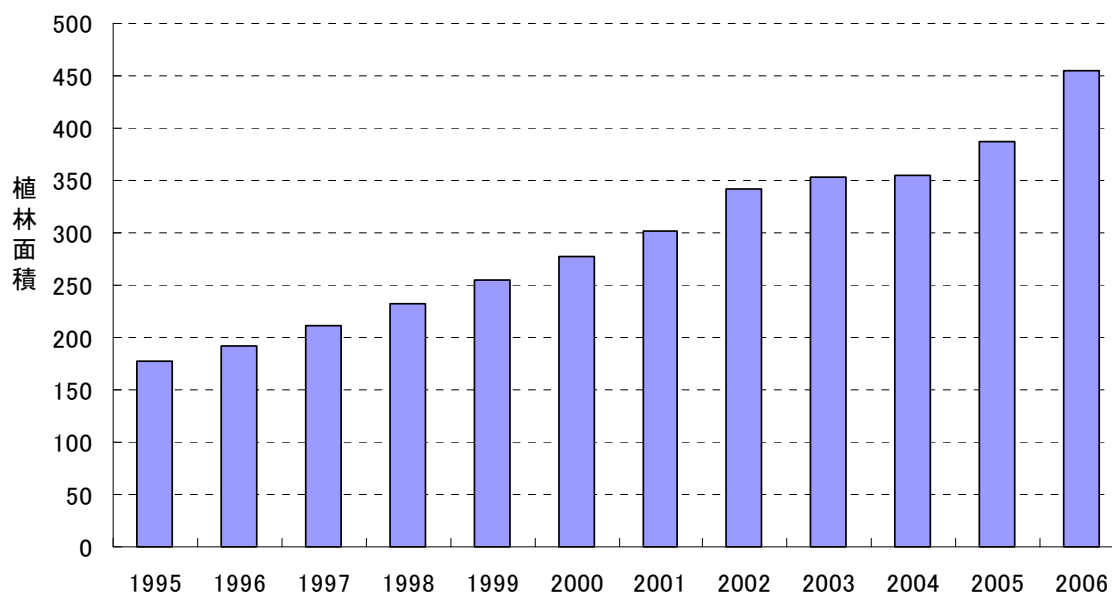
日本製紙連合会としては、違法伐採対策を実施している会員企業に対して、調査員のモニタリング結果及び監査委員会の意見をフィードバックし、各社の取り組みの改善に資することとしており、今後とも、違法伐採モニタリング事業の実施を通じて業界全体としての違法伐採対策の一層の充実を図っていく考えである。

5. 植林事業の推進

適切な森林経営が行われている自社植林地から調達された植林木チップは、違法伐採が行われていない環境に配慮された原料である。このため、その調達の拡大を目指して、わが国の製紙各社は、主に牧場跡地、荒廃地等の無立木地において積極的に海外植林を推進しており、2006年末時点でオセアニア、南米、アジア、アフリカの8ヶ国で34プロジェクト、45.5万haに達している。

これによって、国内外で所有又は管理する植林面積は60.5万haとなり、2010年までに植林地を60万haへ拡大するという「環境に関する自主行動計画」の目標を達成したため、2007年9月にこれを改定し、2012年度までに植林地を70万haへ拡大することとした。

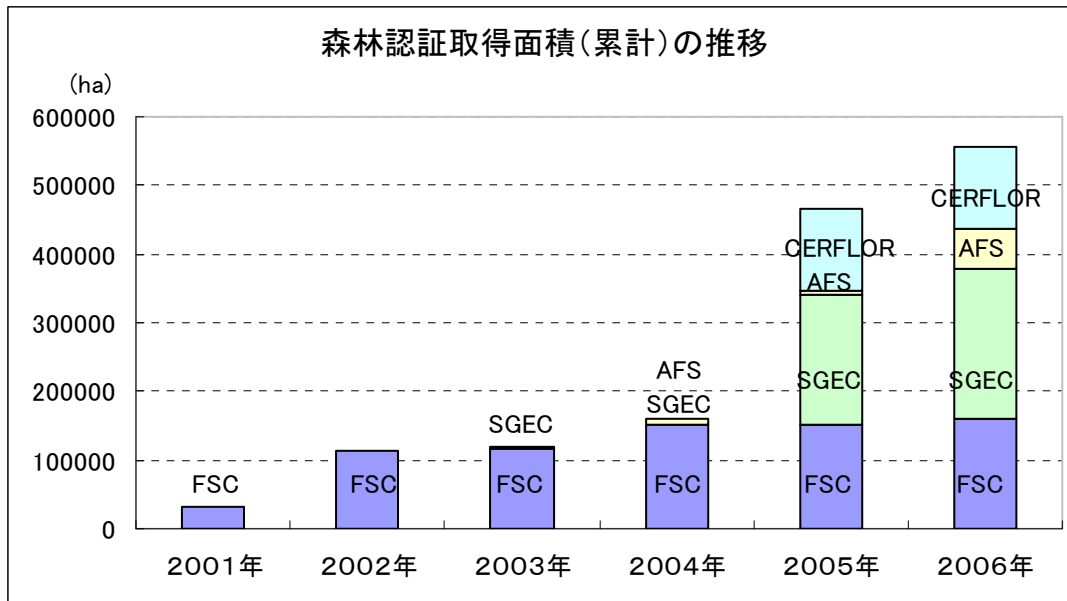
製紙会社の海外植林面積の推移



資料：日本製紙連合会

6. 森林認証の推進

持続可能な森林資源の育成とその木材利用の推進を図る森林認証を取得した木材チップやパルプは、違法伐採が行われていない環境に配慮された原料である。このため、わが国の製紙各社は、所有又は管理する自社林についてFM (Forest Management) 認証を積極的に取得するとともに、製品の製造、流通についてもCoC(Chain of Custody)認証を数多く取得している。国内の自社林については、主に日本独自の森林認証であるSGECを、海外の自社林については国際的な森林認証であるFSCやPEFC(AFS ; CERFLOR)を取得しており、2006年現在で森林認証を受けた自社林の面積は56万haにも達している。この結果、調達する木材チップのうち、森林認証材の占める割合は23%となっており、今後とも、その割合を拡大していく考えである。



資料：日本製紙連合会資料

注1：SGEC: Sustainable Green Eco System (緑の循環認証会議)

2：FSC: Forest Stewardship Council (森林管理協議会)

3：AFS: Australian Forestry Standard (オーストラリア林業基準；PEFCと相互承認)

4：CERFLOR: Programa Nacional de Certificacacn Florestal (ブラジルの森林認証プログラム；PEFCと相互承認)

5：CERFLORの部分はFSCを重複取得

森林認証材の利用状況 (木材チップ)

単位：千トン

	針葉樹材	広葉樹材	合計
国内	13	4	17
輸入	279	4,045	4,324
総計	292	4,049	4,341
(認証材率)	(5%)	(32%)	(23%)

資料：日本製紙連合会資料

注：認証材率は、調達量に対する認証材数量の比率